

佐賀地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
佐賀市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、鳥栖市、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町	佐賀地方裁判所（本庁）	〒840-0833 佐賀市中の小路3-22	
武雄市、杵島郡大町町、鹿島市、嬉野市、藤津郡太良町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、伊万里市、西松浦郡有田町	佐賀地方裁判所武雄支部	〒843-0022 武雄市武雄町大字武雄5660	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権、財産開示、 第三者からの情報取得：佐賀地裁本庁 その他：武雄支部
唐津市、東松浦郡玄海町	佐賀地方裁判所唐津支部	〒847-0012 唐津市大名小路1-1	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権、財産開示、 第三者からの情報取得：佐賀地裁本庁 その他：唐津支部

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。
※労働審判については、本庁に申立書を提出する必要があります。
※執行事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。